駐車場専用利用許可申請書																
	(あて先) 福岡市ヨットハーバー 指定管理者											年	月		日	
村	票記	ヨッ	トハ	年 月 日 福岡市ヨットハーバー 指定管理者 ハーバー施設について、次のとおり利用したいので許可を申請します。  団 体 名 又は 名 氏 名 所 在 地 〒 又は 住 所 (電話) 代表 者 氏 名 会場責任者 氏 名 (電話)  年 月 日から 年 月 日まで												
申	т	害用	者													
							F			(1	電話)					
					表											
										(1	電話)					
利	用	期	間			左	F	月		日から	ò	年	月		日まて	\$
利	用	目	的													

※ 利用に当たっては、許可に際して付された条件を厳守します。 (上欄のみ記入してください。)

金		額	(利用日	数) 日×	(1	日専用利用	]料) 円=		円
許	可番	号			第		号		
備	考								

## 許可条件

- 1. 設営・撤去についてはヨットハーバーの管理業務に従事する者の指定した時間内に行って下さい。
- 2. 施設の利用前及び利用後にはヨットハーバーの管理業務に従事する者の確認を受けて下さい。
- 3. 施設の利用によって第三者に損害を与え、又は第三者との間に紛争を生じたときは申請者の責任においてその紛争を解決して下さい。
- 4. 行為に伴い搬入した申請者の所有物の毀損や盗難等については、本市はそ の責を負いません。
- 5. 施設及び物品を汚損し、又は美観を損なうような行為はしないで下さい。
- 6. 許可なく物品を販売し、又は展示することはできません。
- 7. 無断で火気を使用することはできません。
- 8. ゴミの処理は福岡市ヨットハーバー指定ゴミ袋に収納し、指定場所に置いて下さい。
- 9. ヨットハーバーの管理業務に従事する者が行う管理上必要な指示については従って下さい。
- 10. 施設の利用後は速やかに原状に復して下さい。
- 11. 行為を許可された権利は、これを譲渡・転貸することはできません。
- 12. 申請にあたり市に提出した個人情報について、福岡県警察へ暴力団排除のための照会確認に使用することがあります。
- 13. 申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 (申請者が法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。) に該当したときは許可しないこと、又は許可を取り消すことがあります。